

安全管理報告書 2024

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

琴参バス株式会社 従業員一同



琴参バス株式会社

■ 1 安全に関する基本的な方針

私たち琴参バスは、「安全の確保」が事業経営の基幹であると深く認識し、全社員が、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全が最も重要であるという認識の徹底
- (2) 「安全マネジメント体制」と「法令順守」の確立と継続的改善
- (3) 安全第一を考慮した商品及びサービスのご提供
- (4) 安全確保のための積極的かつ効率的な投資
- (5) 安全に関する教育・研修の具体的計画作成と的確な実施
- (6) 万一の場合、旅客の救護を最優先とし、他の機関との連携協力と被害拡大の防止、適切な情報公開の実施
- (7) グループ全社が密接に協力し、一丸となった安全性の向上

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた普段の努力を実施してまいります。

■ 2 輸送の安全に関する目標

令和 7 年度の安全目標を下記の通り設定致します。

- (1)有責重大事故をゼロに致します。
- (2)健康起因による事故をゼロに致します。
- (3)有責事故(5 割以上)を昨年度より 20%(10 件)削減致します。
- (4)車庫内事故及び駐車場内事故を前年度の 50%以内(7 件以内)に致します。
- (5)車両故障(ヒューマンエラー)をゼロに致します。
- (6)車内事故ゼロに致します。

【事故削減のスローガン】

- 1.バック時、車内周囲の安全確認の徹底
- 2.走行時・離合時、左ミラー接触を防ぐための安全確認の徹底
- 3.車内確認と旅客への声掛けによる車内事故防止の徹底

令和 6 年度の安全管理目標に関する達成状況

- (1)有責重大事故のゼロ … **未達成**
 令和 3 年度 0 件 令和 4 年度 0 件 令和 5 年度 1 件 令和 6 年度 0 件
- (2)健康起因による事故をゼロに致します…**達成**
 令和 3 年度 0 件 令和 4 年度 0 件 令和 5 年度 0 件 令和 6 年度 0 件
- (3)有責事故(5 割以上)を昨年度より 10%削減(5 件) … **未達成**
 令和 3 年度 33 件 令和 4 年度 25 件 令和 5 年度 51 件 令和 6 年度 47 件
- (4)車庫内事故及び駐車場内事故を昨年度の 50%(3 件)以内に致します … **未達成**
 令和 3 年度 3 件 令和 4 年度 6 件 令和 5 年度 14 件 令和 6 年度 14 件

(5)車両故障(ヒューマンエラー)のゼロ…達成

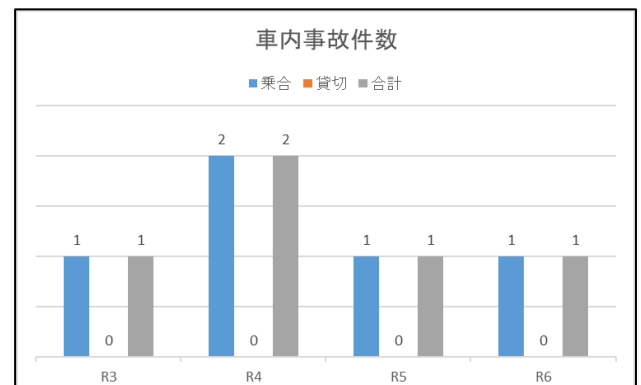
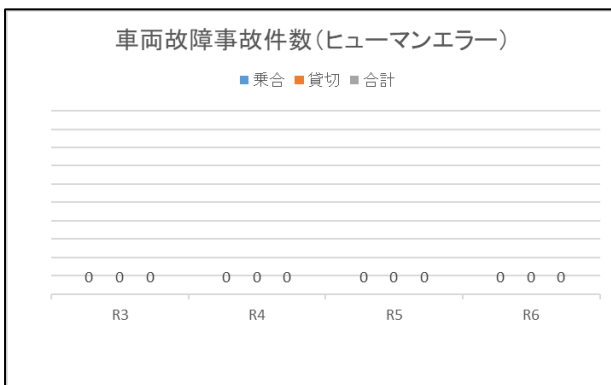
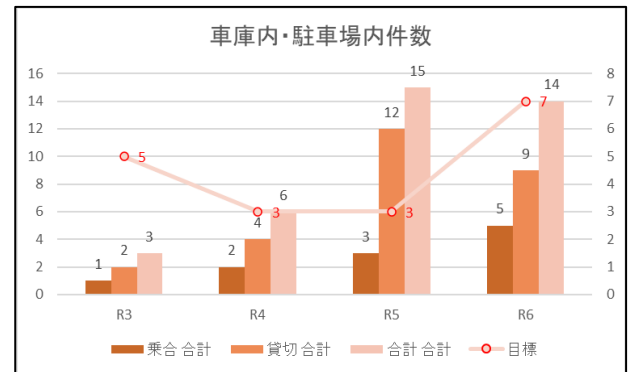
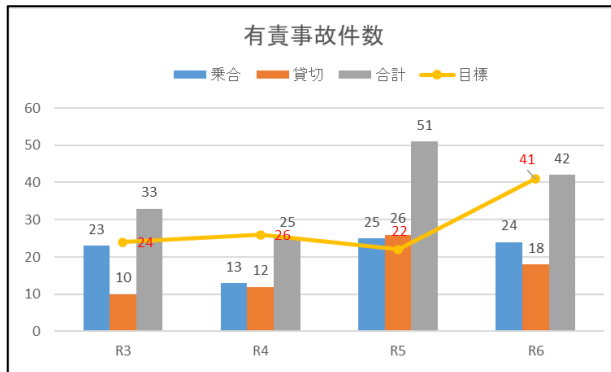
令和3年度 0件 令和4年度 0件 令和5年度 0件 令和6年度 0件

(6)車内事故のゼロ…達成

令和3年度 1件 令和4年度 2件 令和5年度 1件 令和6年度 0件

* 令和6年度自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

第2条に該当する事故 …0件



■ 3 安全に関する組織体制及び指揮命令系統

* 安全管理規定【琴参バスにおける安全管理体制体制組織図】参照

■ 4 安全確保の取組状況について

1. 年間計画による取り組み

①大川グループ合同会議での安全に対する基本方針及び安全重点施策目標の策定(3月)

②所長・主任会議(運行管理者会議)・乗務員班長会議にて法令改正に伴う示達事項の説明及び各部署別の事業計画詳細等、各営業所の運行管理者と班会議進め方について乗務員より情報共有や意見交換を実施



【所長主任会議 7月・12月】

【運行管理者会議毎月1回】

③【集合教育】全従業員を対象とした集合教育を実施(7月・8月 計5日間)

- ・経営トップからの安全運行に関する訓示
- ・安全統括管理者から安全運行に関する訓示
- ・外部講師を招いて安全運転講習会・健康管理の重要性
- ・バスの構造上の特性実技訓練(方向転換)、運輸安全マネジメント重点施策の再確認
- ・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット事例 ※乗務員に対する指導監督項目①～⑫実施



(経営トップ訓示)



(外部講師安全運転講習)



(方向転換実技訓練)



(安全統括管理者訓示)

④【集合教育】班長を中心とした班会議による安全運転意識向上に向けたボトムアップ及びヒヤリ・ハット情報共有による防衛運転意識向上を実施(1月・2月 計10回 1班～10班)

- ・示達事項の説明(重大事故の共有・安全運行への徹底)
- ・乗客が乗降する時の安全確保
- ・運輸安全マネジメント取り組み結果、事故の傾向について

- ・AED 講習(心肺蘇生)
 - ・緊急シフトレバー操作訓練
 - ・班別目標設定・重点施策班別取組結果、ミーティング実施
- ※乗務員に対する指導監督項目①～⑫実施



示達事項の説明(重大事故の共有・安全運行への徹底)



AED 講習(心肺蘇生)



緊急シフトレバー操作訓練

- ⑤健康診断(7月)及び適性診断(3年度以内で計画的)の実施
- ⑥事故審議委員会及び運輸安全マネジメント委員会の開催(6月・11月)



【運輸安全マネジメント委員会】

- ⑦運行管理者及び整備管理者講習への参加(計画的)
- ⑧四国地区バス技術委員会、事故防止部会への出席

2. 月間の取り組み

- ①各営業所への安全月間目標を掲示し安全運転の励行及び周知を実施
- ②班単位での月別事故件数の掲示により安全重点施策目標達成を目指す

3. 日常の取り組み

- ①始業終業点呼の確実な実施(アルコール検知器、長距離運行時の中間点呼)
- ②デジタルタコグラフ導入に伴う安全運転日報の確認(速度超過、急減速に対して指導)

4. 必要時の取り組み

- ①事故発生者への個人指導及び教育の実施
- ②苦情発生者への個人指導及び教育、全従業員への周知による再発防止
- ③新任運転手への教育の実施(運転業務要領及び実地訓練を約1ヶ月間実施)
- ④運転手技能強化を目的とした高速道路・山道走行(四国巡拝教習)の実施



【山陽自動車道高速運行教習】



【焼山寺山道走行(四国巡拝教習)】

- ⑤賞罰委員会・無事故表彰の実施
- ⑥添乗指導による車内案内、安全運転者指導の実施
- ⑦春の全国交通安全運動(4月)、秋の全国交通安全運動(9月)
年未年始(12月～1月)期間中による全営業所安全総点検の実施

■ 5 令和6年度年間教育計画について

【年間教育計画】別紙参照

■ 6 安全に関する計画

- (1) アルコールチェッカーモバイル式の導入(出張時)
- (2) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ一体型機器導入
(機器についてはH27.12月、貸切全車両装着完了)
- (3) 乗務員の班長制度(指揮命令系統効率化の為)
- (4) 乗合車両車内ミラー取替(H30.1実施)
- (5) 運行管理者選任者数の増員
- (6) 運転士を対象とした高度な車両整備教育の実施
- (7) 50歳以上の事業用自動車の運転に従事する者を対象とし2年に1回

脳ドック受診の実施

- (8) 全乗務員を対象に2年に1回、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査し、重症者及び自覚症状がある場合に病院への再検査実施
- (9) 安全機能を装備した車両の導入(令和6年度末)

ASV 装置付き車両				
	衝突被害 軽減ブレーキ	ふらつき注意 喚起装置	車線逸脱警報装置	ドライバー異常時対 応システム(EDSS)
乗合				3
貸切	22	25	22	9
計	22	25	22	12



【衝突被害軽減ブレーキ PCS 装置導入】



【ドライバー異常時対応システム EDSS 装置導入貸切車両】



【ドライバー異常時対応システム EDSS 装置導入乗合車両】

■7 輸送の安全に関する内部監査及び業務改善

安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検する為、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸

送の安全に関する内部監査を実施します。

改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

■8 **安全統括管理者、安全管理規定**

安全統括管理者 営業副本部長 川崎 道夫

安全管理規定 【安全管理規定】別紙参照